

平成25年9月3日

報道資料

総務部人事課人事係

梅野・小池（内線 2173・2178）

ダイヤルイン：0742-27-8349

産業・雇用振興部雇用労政課雇用促進係

國石・橋本（内線 3572・3574）

ダイヤルイン：0742-27-8832

全国都道府県で初めて保護観察対象者の雇用に取り組みます

無職の保護観察対象者の再犯率は有職の保護観察対象者の再犯率の約4倍に上り、また、昨今の厳しい経済雇用情勢により、保護観察対象者の就労先の確保が困難な状況にあります。

一方、今年5月に法務省において保護観察対象者を雇用する等、行政における保護観察対象者の社会復帰に向けた取組が進められているところです。

そうした中、奈良県では、保護観察対象者に一定期間の就業機会を提供し、その業務の経験を踏まえ民間企業等への就職につなげるとともに、民間企業、市町村の保護観察対象者の雇用にむけた自主的な取組を促進することを目的として、全国都道府県で初めて保護観察対象者の雇用に取り組むこととしました。

1. 雇用形態

保護観察対象者を臨時職員として原則6か月の範囲内で雇用する。

2. 業務内容

パソコンによる入力作業等の事務補助等

3. 採用対象・採用方法等

- ・家庭裁判所で保護観察に付された者又は少年院からの仮退院を許された者等について、奈良保護観察所からの推薦を受けたうえで、県が面接を行い、採用者を決定する。
- ・この制度による採用は5名程度を予定。

4. 雇用期間中の就職に向けた支援体制

勤務日を週4日とすることにより奈良保護観察所、奈良労働局（ハローワーク）等と連携して求職活動を支援。

県による保護観察対象者の雇用

目的

- 保護観察対象者に一定期間の就業機会を提供し、その業務の経験を踏まえ民間企業等への就職につなげる
- 民間企業、市町村の保護観察対象者の雇用にむけた取組を促進する

保護観察対象者等を雇用する制度を導入している地方自治体

千葉県勝浦市、静岡県掛川市、大阪府吹田市、大阪府東大阪市、大阪府枚方市
大阪府大阪市、大阪府八尾市、大阪府松原市

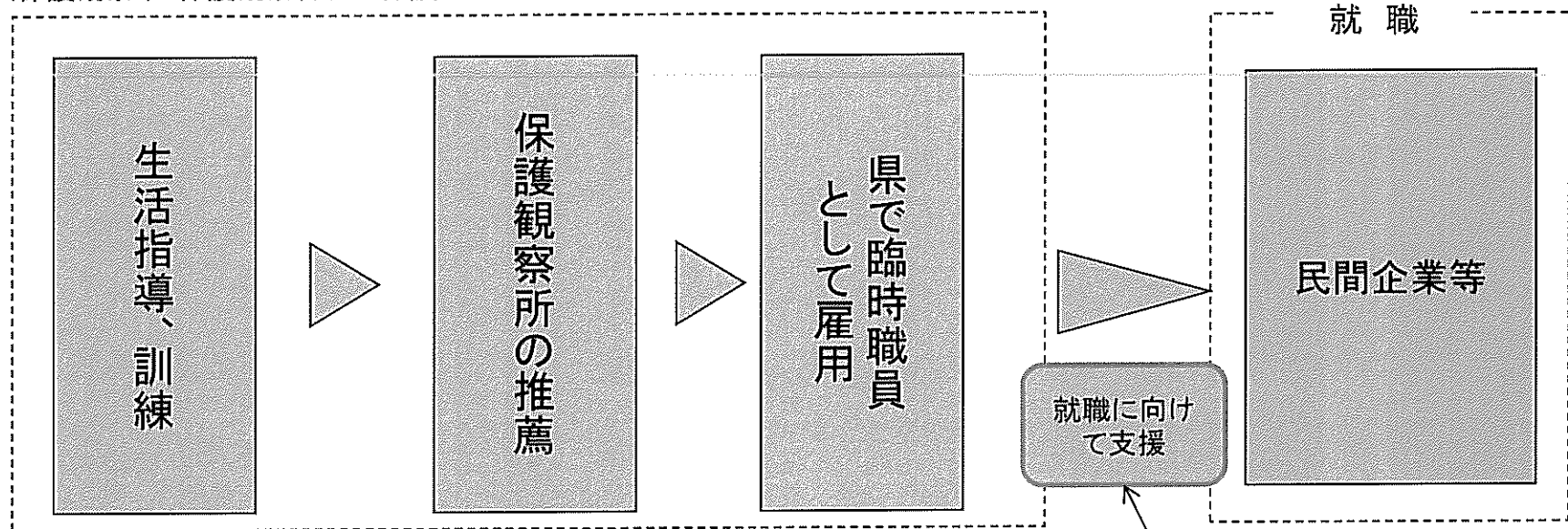


都道府県で保護観察対象者を雇用する制度を導入するのは、全国で初めて

社会復帰促進就労支援

(奈良県の取組イメージ)

(保護観察中: 保護観察官及び保護司が協働して監督、援護する。)



(対象者)

1. 家裁で保護観察処分
2. 少年院を仮退院
3. 刑務所を仮出所
4. 保護観察付き執行猶予判決

など

※ 仮釈放中など、刑期が未了の場合、地方公務員法の規定により雇用できない。

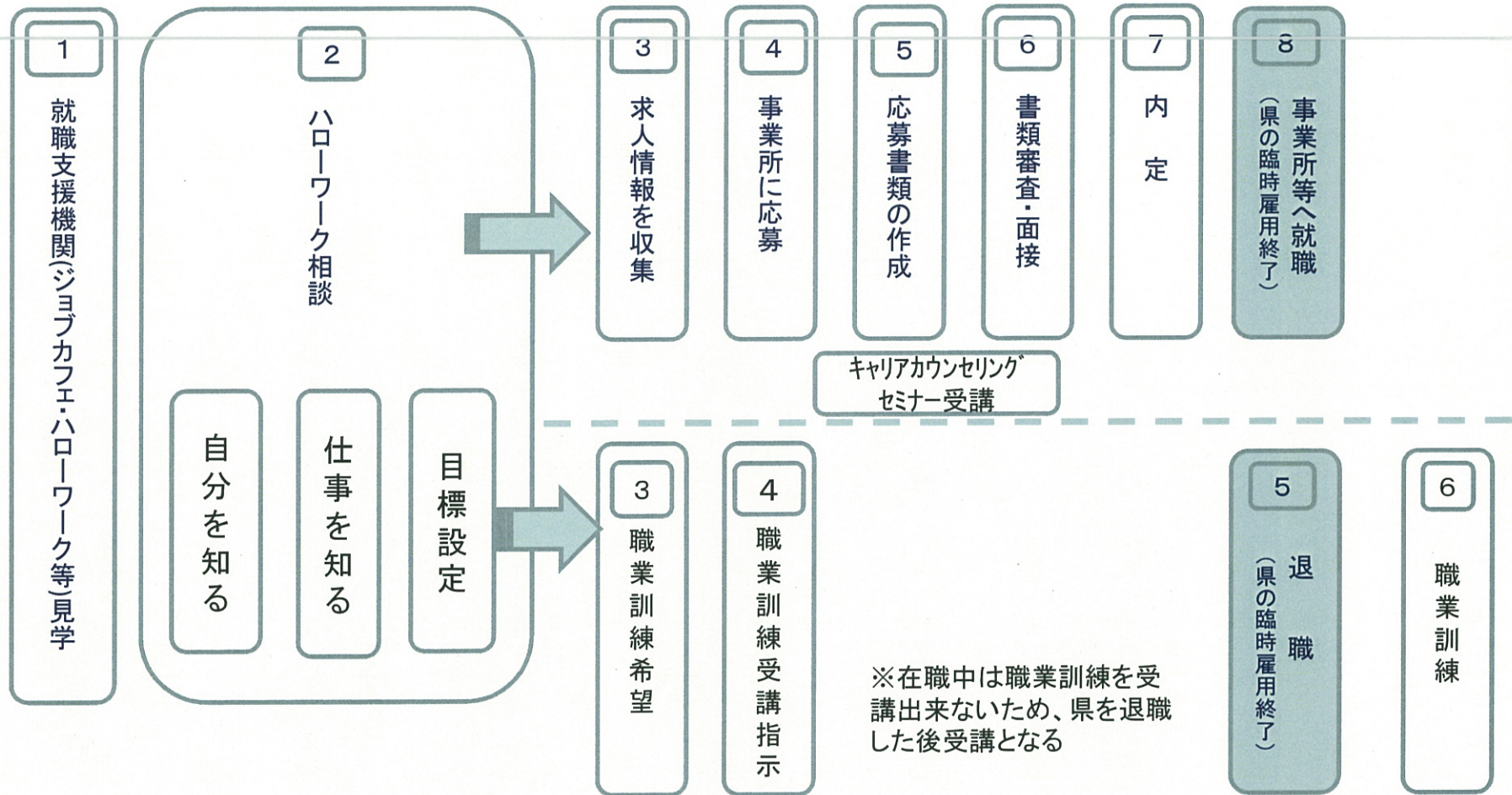
- ① キャリアカウンセリング
- ② 求職活動支援

保護観察対象者の雇用条件

	奈良県	法務省
雇用形態	臨時職員	非常勤職員
雇用期間	原則6ヶ月	最長6ヶ月
勤務条件	週4日 午前8時30分～午後5時15分	週4日以内 午前10時～午後5時
業務内容	文書整理、パソコンデータ入力、電話受付等事務補助	文書整理、パソコンデータ入力、電話受付
給与	日額6,410円	時給1,003円(日額換算6,018円)
対象者	家庭裁判所で保護観察に付された者又は少年院からの仮退院を許された者	
採用方法	保護観察所から推薦を受け、面接等を行った上で採用	保護観察所から推薦を受け、面接等を行った上で採用
その他		

就職に向けた支援

保護観察対象者は、就労経験が少ないため、丁寧な支援が必要
奈良労働局(ハローワーク)、奈良県(ジョブカフェ)等が支援



参考：保護観察者の雇用（法的条件）

- 1 少年法第24条第1項第1号の保護処分に付されている者
（更生保護法第48条第1項第1号）
- 2 少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者
（更生保護法第48条第1項第2号）

欠格条項には該当せず
基本は少年（未成年）だが、成人の場合もありえる。
ex. 少年院入所中に成人になった場合等

- 3 仮釈放を許されて保護観察に付されている者
（更生保護法第48条第1項第3号）
懲役又は禁固の刑の執行のため収容中の者が仮釈放された場合であるので、刑の執行は終わっていない。
- 4 刑法第25条の2第1項の規程により保護観察に付されている者
（更生保護法第48条第1項第4号）
3年以下の懲役もしくは禁錮又は50万円以下の罰金の言い渡しを受けた場合に執行猶予が付与され、その猶予の期間中に保護観察に付されるため、刑の執行をうけることがなくなっていない。
- 5 婦人補導院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者
（売春防止法26条）
未成年の女子に対して、懲役又は禁錮の執行を猶予したときに補導院に収容され、その仮退院時に保護観察が付与される。

禁錮以上の刑の執行が終わって又はその執行を受けることがなくなっていないため、欠格条項（地公法第16条第2号）に該当

社会復帰支援促進就労支援事業

目的

- 社会復帰を目指す刑務所出所者等の多くは、社会復帰後の十分な貯蓄や住居がないこと、前歴が故に社会から排除されやすいこと、就労経験が少なく職業能力が不十分なものが多いこと等から就労機会が制約され、就職が困難な状況。
- これまで、国において総合的な支援事業を実施しているところであるが、県においても関係機関との連携を図った就労支援に取り組むとともに、出所者等の社会復帰に向け、さらなる社会的機運の醸成を図る。

有識者懇談会

刑務所等の出所者が社会復帰するための円滑な雇用に向けた意見交換や学識経験者等からの知見の聴取等を通じ、関係機関の情報共有及び連携強化を図る

座長：本田恵子 早稲田大学教授
構成員：経済団体、民間事業者
知事、労働局長などの関係行政機関の長

合計17名

第1回 9月12日(木)
午後2時30分～
場所：県庁第一会議室

シンポジウム

刑務所等の出所者の雇用の重要性について、地域事業者、県民等の理解を深め、社会的機運の醸成を図る。

開催日時：11月7日(木)
午後2時00分～

場所：やまと郡山城ホール
講師：本田恵子 早稲田大学教授
中井政嗣 千房(株)代表取締役

講演の後、講師、保護観察所長、知事などを交えてパネルディスカッション

啓発冊子

各種施策の紹介、有識者懇談会やシンポジウムの概要、出所者等を受け入れている雇用主、雇用された出所者等の生の声を紹介することで、出所者等の社会復帰に関する、事業者、県民の理解を深める。

発行予定：2月頃
発行部数：1,500部
配布：労働局、市町村、協力雇用主会、保護観察所等